

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 【表紙】               |                                      |
| 【提出書類】             | 訂正報告書                                |
| 【根拠条文】             | 法第27条の25第3項                          |
| 【提出先】              | 東海財務局長                               |
| 【氏名又は名称】           | ティー・ハンズオンインベストメント株式会社<br>代表取締役 藤巻 正司 |
| 【住所又は本店所在地】        | 愛知県名古屋市中区金山 1 - 2 - 4                |
| 【報告義務発生日】          | 該当事項なし                               |
| 【提出日】              | 平成28年12月21日                          |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 該当事項なし                               |
| 【提出形態】             | 該当事項なし                               |
| 【変更報告書提出事由】        | 該当事項なし                               |

## 【発行者に関する事項】

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 発行者の名称    | 日本モーゲージサービス株式会社       |
| 証券コード     | 7192                  |
| 上場・店頭の別   | 上場                    |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード) |

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| 個人・法人の別       | 法人（株式会社）                      |
| 氏名又は名称        | ティー・ハンズオンインベストメント株式会社         |
| 住所又は本店所在地     | 愛知県名古屋市中区金山1-2-4              |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | ティー・ハンズオンインベストメント株式会社<br>林 弘美 |
| 電話番号          | 052-212-7115                  |

## 【訂正事項】

|                  |  |
|------------------|--|
| 訂正される報告書名        | 大量保有報告書  |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成28年12月19日  |
| 訂正箇所             | 平成28年12月19日に提出致しました大量保有報告書の記載事項につき、一部不備がございましたのでこれを訂正致します。 |

## (訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

法第27条の23第3項第2号の280,000株については、弊社が無限責任組合員となっているティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合（以下「本組合」という）が保有しております。

本組合が保有する280,000株のうち84,000株について、みずほ証券（以下「主幹事会社」という）に対し以下内容を約束しております。本件締結日に始まり本件株式の上場（売買開始）日（当日を含む）後90日を経過する日（平成29年3月18日）までの間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本件株式の譲渡または処分を行わないこと、また、本組合の指示により法人または個人に行わせないこと。但し、以下の場合は禁止される行為には当たらないものとする。本組合による本件株式の売却価格が本件募集の募集価格の1.5倍以上であって、取引所金融商品市場における初値が形成された後に、主幹事会社を通して行う取引所金融商品市場における売却等。

## (訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成28年11月14日、弊社が無限責任組合員となっているティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合（以下「本組合」という）が保有していた280,000株（注1）のうち84,000株（注2）について、みずほ証券（以下「主幹事会社」という）に対し以下内容を約束しております。本件締結日に始まり本件株式の上場（売買開始）日（当日を含む）後90日を経過する日（平成29年3月18日）までの間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本件株式の譲渡または処分を行わないこと、また、本組合の指示により法人または個人に行わせないこと。但し、以下の場合は禁止される行為には当たらないものとする。本組合による本件株式の売却価格が本件募集の募集価格の1.5倍以上であって、取引所金融商品市場における初値が形成された後に、主幹事会社を通して行う取引所金融商品市場における売却等。

尚、平成28年12月19日、取引所金融商品市場における初値が形成された後に主幹事会社を通じて行う取引所金融商品市場における売却47,700株（売却価格が本件募集の募集価格の1.5倍以上であった株式数が36,000株、1.5倍未満の株式数が11,700株）を行った為、（注1）は232,300株、（注2）は48,000株に変更されております。

法第27条の23第3項第2号の232,300株については、本組合が保有しております。